兵庫地方最低賃金審議会
第３回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 28 日（月） ９時 28 分～11 時 40 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	庭本委員、山口委員
労働者委員	片山委員、細川委員、堀井委員
使用者委員	伊藤委員、榮永委員、松本委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第３回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、清田委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので御報告いたします。

また、この第３回専門部会については、前回専門部会終了時に、９月 16 日の開催予定ということでしたので、事務局において調整しておりましたが、定足数の関係で本日の開催となりましたことをお詫びいたします。

では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○山口部会長

それでは、議題に入りたいと思います。

前回９月１日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題（１）「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。

今までの審議の中でお話しいただいている部分もあるかもしれませんが、まずは、

労使それぞれから金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を御発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。
　最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員
　はい。お願いします。

○山口部会長
　それでは、打ち合わせの時間を設けたいと思いますので、事務局の方で御案内をお願いします。

○安積賃金室長
　はい、御案内いたします。

（労使それぞれ別室で打ち合わせ）

○山口部会長
　はい。皆さん、お戻りいただきましたので、審議を再開します。
　では、申出をいただいた労側委員から理由と金額提示をお願いいたします。

○堀井委員
　労働側から説明をさせていただきます。
　労働側の具体的な金額としては、現行にプラス 58 円の 1,175 円を主張いたします。第１回目、２回目で具体的な考え方を示させていただいていますので、今回この金額とさせていただいた主な理由は、やはり、労働側としては、この特定最賃というのは地域別最賃よりも優位性のある位置づけであると考えており、現行、地賃プラス１円というような状況でありますので、長期的視点をもって地域別最賃に対して優位性を確保していくという観点から現実的な金額で、プラス 58 円の 1,175 円ということです。以上です。

○山口部会長
　ありがとうございます。それでは、使用者側の方からお願いいたします。

○松本委員
　はい。それでは、松本からお伝えさせていただきます。
　これまでの振り返りを含めて、少しお話をさせていただきます。
　兵庫県の地域別最低賃金につきましては、すでに一定の引上げが行われており、1,172 円となる見込みと認識しております。これは、現在から 56 円の大幅な増額とい

うことで、その引上げにつきましては、労働者の方々の処遇改善の観点から必要な引上げであると考えておりますけれども、とりわけ中小企業や小規模事業者にとっては、厳しい経営環境の中で非常に厳しい状況だと考えております。

以前も申し上げましたけれども、我々、電機産業におきましては、多くの企業が重層的に産業を支えていまして、その中には中小企業や小規模事業者も多く含まれております。今申し上げました地域別最低賃金の増額といったところが、経営環境に関して非常に大きなインパクトを与えるのではないかと思います。

このような中で、地域別最賃に加えまして、さらに特定最賃を大幅に引上げるということは、やはり、最賃付近で雇用を確保している事業者の経営状況に大きな影響を及ぼしますし、それに伴いまして、電機産業全体の事業継続やサプライチェーンの維持にも大きく影響を及ぼしかねないというふうに思っております。

これらを踏まえまして、今回の 56 円の引上げにつきましては、最低限必要な水準と認識しておりますので、その 56 円を基本とすることが適当であるかなと思っておりますので、昨年度の水準である 1,117 円に 56 円を加えた 1,173 円とすることが妥当であると考えております。

言い換えますと、この 1,173 円というのは、今回の地域別最低賃金プラス１円ということになりますので、現下の様々な企業の経営環境を踏まえれば、これが上限であると認識しておりますので、使用者側としましては、1,173 円ということで主張させていただきたいと思います。

以上です。

○山口部会長

はい。それでは確認ですが、労使双方より金額提示とそのお考えをお聞きしました。

労働者側は、58 円引上げの 1,175 円、使用者側は、56 円引上げの 1,173 円という御主張でした。

双方で御意見が違います。金額に開きがありますので、これから審議を続けていき、その金額の開きを詰めて参りたいと思います。

では、最初に公益側と申出いただいた労働者側とでお話しをさせていただき、その後、使用者側とお話しさせていただくという形で状況の確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局で御案内させていただきます。

（公労会議、公使会議、労使会議、労側会議）

○山口部会長

ありがとうございます。それでは再開させていただきたいと思います。

では、結果についてお話し下さい。

○堀井委員

労働側で話をさせていただき、使用者側が示された 56 円で労働側も合意するという結果となりましたので、報告いたします。ただ、やはり昨年より未満率が上がってきているということもあり、こちらについては、周知もあるでしょうけれども、いろんなルートを含めてこれの提言を、労働側、使用者側、行政側もお互いの立場のところで努力して未満率が下がるようなことをしていけばいいかと思っていますことを、付け加えさせていただきます。以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。使用者側も何かございますでしょうか。

○松本委員

今回、ありがとうございました。今、堀井さんからおっしゃっていただいたことは、確かに政労使のそれぞれの立場での課題だと思いますので、進めていければと思っております。ありがとうございました

○山口部会長

それでは、審議を重ねてきたところ、労使の意見が一致したと考えますので、本専門部会として金額改正の意見をまとめさせていただきます。

金額審議１回目においては、労側からは 58 円引上げの 1,175 円という数字でございました。特賃は地賃より優位であるということを実現していくということで、現実的な数字として、1,175 円の提示をいただきました。使用者側からは 56 円引上げの 1,173 円という御主張でした。こちらとしては、地賃の引上げが高い中、なんとか特賃を維持するということでプラス１円という、特賃そのものの存続に意義を持たせたような回答であったかと思います。

そのようなことがありましたが、その後、公労、公使、労使での話し合いをしていただきまして、今回は 56 円引上げの 1,173 円で一致をしたという形になりました。

労使双方から、今回、未満率が高いということで、こちらについては今後、政労使で未満率を満たせぬところに対する働きかけ、PR 等を努めていくということを確認したという形かと思います。

以上のとおり、本専門部会での金額改正については結論が出たようですので、報告、答申の手続きに入りたいと思います。必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても７月 13 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で、事務局に部会報告（案）及び答申文（案）を作成してもらい、答申を行うこととします。

では、まず全会一致であることについての確認を行います。
それでは、兵庫県電子部品等製造業の最低賃金の改正内容について、時間額 1,173 円、引上げ額 56 円、効力発生の日令和８年 12 月１日とします。
異議はございませんでしょうか。

○各委員
異議なし。

○山口部会長
ありがとうございます。
出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、兵庫県電子部品等製造業最低賃金については、時間額 1,173 円、引上げ額 56 円と決議されたことを確認いたしました。
では、事務局において、この内容で専門部会の報告文（案）及び答申文（案）の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長
それでは、準備させていただきますので、しばらくお待ちください。

（報告文（案）を部会長に確認の上、出席者に配布）

○山口部会長
では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文（案）を読み上げてください。

○下風賃金指導官
読み上げさせていただきます。
令和８年９月 28 日
兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口隆英　殿
兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　山口隆英
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製

造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。
記

公益代表委員	清田美夏　庭本佳子　山口隆英
労働者代表委員	片山貴広　細川天平　堀井説也
使用者代表委員	伊藤　敦　榮永　悟　松本　功

別紙
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金
１　適用する地域
　兵庫県の区域
２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業
（２）電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
（３）情報通信機械器具製造業
（４）純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
　ロ　手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月１日

以上でございます。

○山口部会長

ただ今、読み上げていただいた、報告文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

それでは、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局は、答申の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

準備をさせていただきます。答申文（案）につきましては、先程、報告文（案）確認の際に、部会長に御確認いただきましたので、委員の皆様に答申文（案）をお配りさせていただきます。

（答申文（案）を出席者に配布）

○山口部会長

それでは事務局で、答申文（案）を読み上げてください。

○下風賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

令和８年９月 28 日

兵庫労働局長

金成　真一　殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長　山口隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙以下については、報告文と同様ですので、省略させていただきます。

○山口部会長
　はい、ありがとうございます。ただ今読み上げていただいた、答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員
　異議なし。

○山口部会長
　では、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。
　本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長
　はい。準備させていただきます。

（部会長から労働基準部長へ答申文を手交）

（事務局より、答申文の写しを出席者に配布）

○山口部会長
　続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から、何か説明事項等ありますでしょうか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○山口部会長
　本日の審議は以上となります。最後に、一言お伝えさせていただきたいと思います。
　７月 13 日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県電子部品等製造業にかかる必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。
　その結果、全会一致での結審に至ることができました。
　委員の皆様の御努力と審議会運営に対する御協力につきまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。
　それでは、今年の兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会は終了といたします。
　どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口　隆英

堀井　説也

伊藤　　敦